

鳥取県告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
山本卓志	鳥取市行徳一丁目425	山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目463	介護予防居宅療養管理指導	平成21年1月31日
智頭町 町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	智頭デイサービスセンター介護予防通所介護事業所	八頭郡智頭町大字智頭1875	介護予防通所介護	平成21年3月31日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑介護予防短期入所生活介護事業所	〃	介護予防短期入所生活介護	〃
〃	〃	国民健康保険智頭病院	〃	介護予防訪問看護	〃